

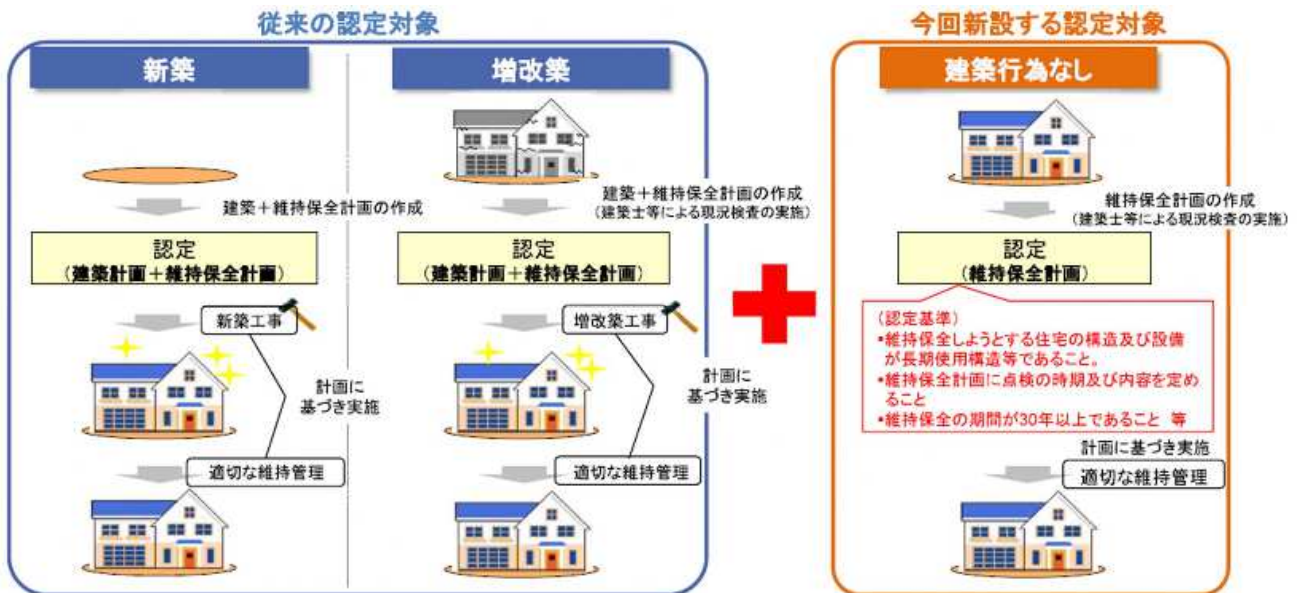
名張市手数料徴収条例の一部改正について

1. 手数料徴収条例の改正概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年5月28日に公布、一部が令和4年2月20日に施行され、長期優良住宅認定制度<sup>(※)</sup>の認定手続や認定基準等が変更となりました。この度、残る一部が同年10月1日に施行されることに伴い、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されます。

そのため、建築行為を伴わない既存住宅の認定申請（長期優良住宅維持保全計画認定申請）の手数料に関して、国から算定のための所要時間が示されたため、名張市手数料徴収条例の一部改正を行うものです。

※ 長期優良住宅認定制度・・・従来の「つくっては壊す」スクラップ&ビルド型の社会から、「いいものを作って、きちんと手入れをして長く大切に使う」ストック活用型の社会への転換を目的として、長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）を普及促進させるための認定制度です。



2. 新たに設ける手数料の金額の考え方

国に準拠し、長期優良住宅維持保全計画の認定業務に係る所要時間については、過去の設計図書等の確認が必要となること、劣化事象に関する確認が必要となり新築住宅（長期優良住宅建築等計画）の認定審査よりも確認事項が多くなることから、新築住宅の認定業務に係る所要時間に1.5を乗じた時間を目安とします。

<既存住宅における所要時間>※新築住宅の1.5倍(増改築住宅の所要時間と同じです。)

① 認定審査に係る想定所要時間(分) <登録住宅性能評価機関による長期使用構造等の確認を活用しない場合>

住棟の延べ床面積/総戸数	長期使用構造等の評価	維持保全計画	居住環境への配慮	自然災害のリスクへの配慮	所管行政庁受付、書類チェック、決裁、認定書作成等	想定所要時間合計
		住戸面積・資金計画				
戸建	742.5	135.0	-	-	135.0	1,012.5
共同住宅	~500㎡ ~5戸	1,890.0	225.0	-	270.0	2,385.0
	~1,000㎡ ~10戸	3,000.0	337.5	-	480.0	3,817.5
	~2,500㎡ ~25戸	6,180.0	675.0	-	690.0	7,545.0
	~5,000㎡ ~50戸	11,325.0	900.0	-	1,290.0	13,515.0
	~10,000㎡ ~100戸	19,890.0	1,125.0	-	2,220.0	23,235.0
	~20,000㎡ ~200戸	37,305.0	2,025.0	-	3,660.0	42,990.0
	~30,000㎡ ~300戸	54,225.0	2,700.0	-	4,500.0	61,425.0
~40,000㎡ ~400戸	67,072.5	3,375.0	-	4,900.0	75,247.5	

(参考) 新築住宅における所要時間

① 認定審査に係る想定所要時間(分) <登録住宅性能評価機関による長期使用構造等の確認を活用しない場合>

住棟の延べ床面積/総戸数	長期使用構造等の評価	維持保全計画	居住環境への配慮	自然災害のリスクへの配慮	所管行政庁受付、書類チェック、決裁、認定書作成等	想定所要時間合計
		住戸面積・資金計画				
戸建	495	90	-	-	90	675
共同住宅	~500㎡ ~5戸	1,260	150	-	180	1,590
	~1,000㎡ ~10戸	2,000	225	-	320	2,545
	~2,500㎡ ~25戸	4,120	450	-	460	5,030
	~5,000㎡ ~50戸	7,550	600	-	860	9,010
	~10,000㎡ ~100戸	13,260	750	-	1,480	15,490
	~20,000㎡ ~200戸	24,870	1,350	-	2,440	28,660
	~30,000㎡ ~300戸	36,150	1,800	-	3,000	40,950
~40,000㎡ ~400戸	44,715	2,250	-	3,200	50,165	

### 3. その他

建築基準法の改正に伴い、同法の規定を引用している箇所について、項ずれが生じるため、規定の整理を行います。